

全国社会保険労務士会連合会会員の皆様へ

〈休業給付／傷害給付〉

(団体総合生活保険)

ご加入のおすすめ

団体契約
による割引
15%・10%
(S.A.タイプ) (C.Dタイプ)
適用

補償を拡大した
休業給付**Sタイプ**
を追加しました。

病気やケガをしても
事務所のことが
心配で休めない・・・

いざというときは
保険が頼りに
なります。

病気やケガによる休業時にお役に立つ団体保険制度です!

休業給付は、**新型コロナウイルス感染症**も対象となります。

POINT 1

団体契約による割引が
適用されます!

団体契約による割引

15%(S.A.タイプ) **10%**(C.Dタイプ)
全国社会保険労務士会連合会
が契約者となるため上記割引
が適用されます。

POINT 2

医師の診査は
不要です!

加入依頼書にて健康状態を
告知することでご加入いた
だけます。
※告知いただいた内容によっては、ご
加入をお断りすることがあります。

POINT 3

休業給付(S.Aタイプ)は
自宅療養もサポート!

入院中はもちろん、自宅療養
(医師の治療を受けているこ
とにより、全く働けない場合)
も補償します。

POINT 4

福利厚生制度として、職員一括で
加入することもできます!

この場合の保険料(事業所負
担)は、原則として損金、必要
経費*となります。
*個人事業主を被保険者とする場合を
除きます。一般的な税務の取り扱いを
記載しております。個別の取扱い
は所轄の税務署にご相談ください。

申込締切日 **2023年8月4日(金)**

保険期間 **2023年10月1日 午後4時から2024年10月1日 午後4時までの1年間**
※中途加入も受け付けております。(毎月20日までのお申込みで翌月1日から補償開始)

この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方(被保険者)とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国社会保険労務士会連合会が有します。

全国社会保険労務士会連合会共済会

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3丁目2-12 TEL 03-6225-4864

制度概要

加入対象者(加入申込みいただける方)

都道府県会の会員(個人・法人)
全国社会保険労務士会連合会および都道府県会事務局の役員および職員

被保険者(保険の対象となる方)の範囲

保険の対象となる方は、下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

- ① 都道府県会会員
- ② 都道府県会会員の事務所に勤務する職員
- ③ 全国社会保険労務士会連合会および都道府県会事務局の役員および職員
- ④ ①～③の方のご家族(ご家族とは配偶者*1、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族*2をいいます。)

※休業給付に新規加入の場合は、保険期間開始時点(2023年10月1日)で満15歳以上満70歳未満の方に限り(満84歳まで更新いただけます)。

※傷害給付のみ新規加入の場合は、保険期間開始時点(2023年10月1日)で満85歳未満の方に限り。

※中途加入の場合、加入月時点の満年齢ではなく、基準日(2023年10月1日)時点の年齢となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まず(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

① 婚姻意思*3を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険期間

2023年10月1日午後4時から2024年10月1日午後4時まで

※中途加入の場合の補償期間は、補償開始日(毎月1日午前0時)から2024年10月1日午後4時までとなります。

保険料払込方法

- 預金口座振替依頼書にご記入の預金口座より、月額保険料が自動振替となります。
- 振替日は毎月6日です(6日が休日の場合は翌営業日が振替日となります。)
- 第1回振替日(2023年11月6日)より、第12回(2024年10月)まで毎月振替となります。
- 中途加入の場合、補償開始月の翌月より振替を開始いたします。
- 残高不足等により2ヶ月続けて口座振替できなかった場合、口座振替は停止となります。満期までの保険料を一括してお振込みいただけます。

健康状態告知(休業給付へ新規加入または更新にあたり口数を増やす場合等)

- 健康状態につき加入依頼書の健康状態告知欄に、必ず被保険者(保険の対象となる方)ご自身でご記入の上、「ご署名」ください。万一、記載事項に誤りがあると保険金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。
- 健康状態告知の内容により、お引き受けできない場合もあります。

【ご加入後のご注意】

- ご加入後、保険期間中に加入内容変更や脱退を行う際には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。※変更日は変更お手続き日の翌月1日付となります。
- 保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までご加入いただくこともできますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入手続きの流れ

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。



※休業給付にご加入の被保険者で、10月1日現在で満85歳になられた方は、更新加入いただくことができません。なお、傷害給付(個人賠償責任補償特約含む)は更新加入いただけます。

給付内容表

休業給付は、Sタイプ、Aタイプ、Bタイプ、いずれかひとつのタイプにしか加入できません。

団体契約による割引
15%・10%
(S、A、Bタイプ) (C、Dタイプ)
適用

- 1 地震・噴火またこれらによる津波によりケガした場合も補償の対象
- 2 保険加入義務化がすすむ自転車事故等に備えた個人賠償

となる「天災補償あり」へのご加入を是非ご検討ください。
責任補償特約のご加入を是非ご検討ください。



新発売	休業給付*2 (所得補償)*3			傷害給付 (傷害補償)
	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
	S1 天災補償 なし S2 天災補償 あり	A1 天災補償 なし A2 天災補償 あり	B1 天災補償 なし B2 天災補償 あり	C1 天災補償 なし C2 天災補償 あり
加入資格年齢*1	新規加入 満15歳以上 満69歳まで 更新加入 満84歳まで	新規加入 満15歳以上 満69歳まで 更新加入 満84歳まで	新規加入 満15歳以上 満69歳まで 更新加入 満84歳まで	新規加入 満84歳まで 更新加入 終身
保険金をお支払いする場合	病気やケガにより就業不能となった場合 自宅療養もサポート! ※骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し就業不能となった場合についても、保険金をお支払いします。	病気やケガにより就業不能となった場合 自宅療養もサポート! ※骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し就業不能となった場合についても、保険金をお支払いします。	病気やケガにより入院し就業不能となった場合 「入院のみ補償特約」付帯 ※骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し就業不能となった場合についても、保険金をお支払いします。	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより亡くなられたり、後遺障害が生じたり、入院・手術・通院された場合
加入限度口数	10口	10口	10口	4口
保険金額(1口あたり)	1ヶ月につき: 10万円 ※1ヶ月未満の就業不能期間については、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする1事故あたりの 限度期間:1年間 免責期間*:入院のみ0日 上記以外4日 *保険金をお支払いしない期間をいいます。	1ヶ月につき: 10万円 ※1ヶ月未満の就業不能期間については、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする1事故あたりの 限度期間:1年間 免責期間*:7日 *保険金をお支払いしない期間をいいます。	1ヶ月につき: 9万円 ※1ヶ月未満の就業不能期間については、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする1事故あたりの 限度期間:1年間 免責期間*:7日 *保険金をお支払いしない期間をいいます。	死亡・後遺障害: 620万円 入院1日につき: 3,600円 通院1日につき: 2,500円 *手術保険金は入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

オプション
Dタイプ
個人賠償責任補償特約
左記のタイプによります。 ※S~Cいずれかのタイプにご加入の方のみセットできます。
国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*4を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。
▲業務に起因する事故は補償の対象となりません。
1口のみ
D1タイプ D2タイプ
1事故につき下記保険金額を限度に保険金をお支払いします。
国内:1億円 国内:無制限 国外:1億円 国外:1億円
保険料 180円 210円
免責金額(自己負担額)はありません。

保険金支払例1

休業給付3口(Aタイプ)と傷害給付2口(Cタイプ)でご加入の場合の保険金お支払い例

自動車にはねられて、**30日間入院**した。
その後、**自宅療養を30日間**し、うち**通院を15日間**おこなった場合。

休業 保険金額(月額) × 口数 × 就業不能期間
10万円 × (3口) × (23/30日 + 1ヵ月(30日))
= **530,000円**
※免責期間・7日間適用
※所得補償1ヵ月未満の就業不能期間については1ヵ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

傷害 保険金額(入院日額) × 口数 × 入院期間 保険金額(通院日額) × 口数 × 通院期間
3,600円 × (2口) × 30日 + 2,500円 × (2口) × 15日
= **291,000円**

休業給付(Aタイプ) + 傷害給付(Cタイプ) = 合計 821,000円
*休業給付の保険金額は、平均月間所得額*の範囲内での設定となります(詳しくは取扱代理店にご相談ください。)

上記お支払い例は、引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
休業給付の保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険金のお支払方法についてのご注意

1. 休業給付について: 休業給付の支払い対象期間は「就業不能*2」期間によります。治療のために入院していること、またはS・Aタイプの場合は入院以外で医師の治療を受けていること等により、全く働けない場合にも保険金をお支払いします。
2. 傷害補償の通院保険金について: 骨折等により、ギプス固定した場合は、約款所定の部位に限り、通院日数に読み替えることができます。
3. 所得補償について: 保険金請求時に、確定申告(写)、源泉徴収票(写)等の所得証明書類をご提出いただくことがあります。
4. 新規ご加入時にすでに被っているケガや病気による就業不能については保険金をお支払いできません(ただし、新規ご加入時の保険期間(契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*1 「平均月間所得額」とは
申込直前12ヶ月における被保険者(保険の対象となる方)の所得(加入依頼書記載の業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得の総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額および就業不能の発生にかかわらず得られる収入を控除したものをいいます。)*の平均月額をいいます。

*2 「就業不能」については「P.11」表下の「※」をご参照ください。

保険金支払例2

個人賠償責任補償特約(Dタイプ)をセットした場合の保険金お支払い例

夜間、自転車走行中に**歩行者に衝突**、
歩行者は**意識が戻らない状態**となり**賠償請求**を受けた。

(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

賠償額 9,521万円

*1 2023年10月1日現在の満年齢となります(中途加入の場合の加入年齢も2023年10月1日現在の満年齢となります。)
*2 過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢などにより、ご加入をお断りすることがあります。また、更新をご希望される場合も同様のお取扱いをさせていただきます。
*3 「Bタイプ」は、昨年まで「療養給付」という名称でしたが、「休業給付」に名称を統一します。補償内容に変更はありません。
*4 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険料表

休業給付と傷害給付をセットした総合加入をおすすめします！
 加えて、天災危険補償特約付プランへの切り替えや、個人賠償責任補償

団体契約による割引
15%・10%
 (S.A.Bタイプ) (C.Dタイプ)
適用

特約のご加入も是非ご検討ください！

総合加入のご加入方法

- 休業給付のタイプをお選びください。
 - Sタイプ
 - S1 天災補償 なし
 - S2 天災補償 あり
 - Aタイプ
 - A1 天災補償 なし
 - A2 天災補償 あり
 - Bタイプ
 - B1 天災補償 なし
 - B2 天災補償 あり
- 所得補償の口数を決定ください。
 ※口数の決定方法は下記説明文をご確認ください。

- 傷害給付のタイプをお選びください。
 - Cタイプ
 - C1 天災補償 なし
 - C2 天災補償 あり
- 傷害給付の口数を決定ください。
- オプションで個人賠償責任補償特約(Dタイプ)をお選びください。
- 保険料表にて
 - 休業給付 (Sタイプ) (Aタイプ) (Bタイプ)
 - 傷害給付 (Cタイプ)
 それぞれについて口数に応じた保険料をご確認ください。

タイプ名	Sタイプ		Aタイプ			Bタイプ
	S1 天災補償 なし	S2 天災補償 あり	A1 天災補償 なし	A2 天災補償 あり	B1 天災補償 なし	
加入限度口数	10口		10口			10口
保険金額 (1口あたり)	1ヶ月につき：10万円 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間：1年間) 免責期間*1:入院のみ0日 上記以外4日 *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。 自宅療養も補償		1ヶ月につき：10万円 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間：1年間) 免責期間*1:7日 *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。 自宅療養も補償			1ヶ月につき：10万円 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間：1年間) 免責期間*1:7日 *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。 自宅療養も補償
保険料 (1口あたり・月額)	20~24歳		20~24歳			20~24歳
	860円	890円	590円	610円	610円	
	25~29歳	950円	670円	690円	690円	
	30~34歳	1,100円	1,130円	830円	850円	
	35~39歳	1,330円	1,370円	1,030円	1,060円	
	40~44歳	1,600円	1,650円	1,290円	1,330円	
	45~49歳	1,900円	1,960円	1,540円	1,580円	
	50~54歳	2,220円	2,280円	1,780円	1,840円	
	55~59歳	2,390円	2,460円	1,900円	1,960円	
	60~64歳	2,510円	2,580円	2,000円	2,060円	
65~69歳	3,770円	3,880円	3,000円	3,090円		
70~74歳	5,020円	5,170円	4,000円	4,120円		
75~79歳	7,530円	7,750円	6,010円	6,190円		
80~84歳	10,030円	10,340円	8,010円	8,250円		

タイプ名	Bタイプ		Cタイプ	
	B1 天災補償 なし	B2 天災補償 あり	C1 天災補償 なし	C2 天災補償 あり
加入限度口数	10口		4口	
保険金額 (1口あたり)	1ヶ月につき：9万円 (1日あたり：3,000円) *1ヶ月を30日として日割計算します。 お支払いする1事故あたりの限度期間：1年間 免責期間*1:7日 *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。 入院のみ補償		死亡・後遺障害：620万円 入院1日につき：3,600円 通院1日につき：2,500円 *手術保険金は入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 *傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	
保険料 (1口あたり・月額)	20~24歳		20~24歳	
	340円	350円	1,500円	1,770円
	390円	400円		
	480円	490円		
	590円	610円		
	740円	770円		
	880円	910円		
	1,030円	1,050円		
	1,100円	1,130円		
	1,500円	1,770円		
1,730円	1,780円			
300円	2,380円			
460円	3,560円			
620円	4,750円			

オプション
Dタイプ
 個人賠償責任補償特約
 1口のみ
 1事故につき下記保険金額を限度に保険金をお支払いします。
 国内：1億円 国内：無制限
 国外：1億円 国外：1億円
 免責金額(自己負担額)はありません。

プラス
Dタイプ
 年齢に関係なく一律
180円
 ご家族まとめて補償します。

D2タイプ
 年齢に関係なく一律
210円
 ご家族まとめて補償します。

※S~Cいずれかのタイプにご加入の方のみセットできます。
 ⚠ 業務に起因する事故は補償の対象となりません。

※休業補償(所得補償)の保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。上記保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
 ※傷害補償の保険料は保険の対象となる方ご本人の職種別によって異なります。上記保険料は職種別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種別B以外)の方を対象としたものです。
 ※職種別B(自営事業主、経営者、農林業従事者、漁業従事者、採掘・採石従事者、木・竹・草・つる製品製造従事者)の方は満15歳から満19歳の方の場合には取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
 ※上記保険料は団体契約による割引15%(S.A.Bタイプ)、10%(C.Dタイプ)が適用されています。
 ※保険料はご加入時(2023年10月1日)の年齢に基づきます。ご加入後は毎年10月1日の誕生日による年齢に自動的に変更されます。
 ※個人賠償責任補償特約については日本国内での事故(事故が日本国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
 ※個人賠償責任補償特約においては、被保険者(保険の対象となる方)はご本人のほか次のとおりとなります。
 ・ご本人の配偶者・ご本人またはその配偶者の同居のご親族・ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様・ご本人が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその

年間総収入 (申込直前12か月の総収入とします(税引前の収入)) - 就業不能となることにより支出を免れる金額 = 就業不能の発生にかかわらず得られる収入

12(か月)

⚠ **口数の決定方法**
 口数(休業補償(所得補償)の保険金額の設定)については、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
 ※就業不能となることにより支出を免れる金額(光熱費、交通費など)や就業不能にかかわらず得られる収入(年金、利子、配当、不動産賃貸料など)は保険金額に含めることはできません。

平均月間所得額*2

団体保険加入依頼書のご記入例

太枠内のご記入ください。

登録番号8桁をご記入ください。社労士法人の場合は、登録番号7桁の後に「H」をご記入ください。

The screenshot shows a group insurance application form for '東京海上日動火災保険株式会社' (Tokai Marine Fire Insurance Co., Ltd.). Key fields are highlighted with red boxes and callouts:

- 加入のお申込みをされるお客様ご加入者:**
 - ご記入日 (加入依頼日): 令和5年8月1日
 - 加入者保険期間: 令和5年10月1日~令和6年10月1日
 - 加入者氏名: トウキョウ ユトキヨダクサンパンキョウ ウ6-4
 - 加入者生年月日: 昭和56年12月11日
 - 加入者性別: 男性
 - 加入者住所: 東京都千代田区三番町6-4
 - 加入者所属名: カナ
 - 加入者役職: トウカイ ハナコ
 - 加入者ご印字: 東海 花子
 - 加入者社員コード: 12345678
- 本人の住所:** 東海 太郎 (東海 太郎)
- 所得補償:** S2, C1, D1
- 傷害補償:** C1, C2
- 個人賠償責任補償:** D1
- 加入料:** 4,980円
- 告知日:** 令和5年8月1日
- 署名欄:** 東海 太郎

ご本人の住宅がご加入者の住所と異なる場合はご記入ください。

1. 所得補償については、S1、S2、A1、A2、B1、B2のいずれかのタイプをご記入ください。

2. 傷害については、C1またはC2のいずれかのタイプをご記入してください。

3. 個人賠償責任補償特約をセットする場合はD1またはD2のいずれかのタイプをご記入してください。

休業給付保険金のお支払いを受けた場合のご注意

既に休業給付(Sタイプ・Aタイプ・Bタイプ)にご加入の方で下表の疾病で休業保険金の支払を受けた方は翌年度よりご更新できませんのでご注意ください。
 ※下表の疾病が全て保険金の支払対象とは限りませんのでご注意ください。P11に記載の表の「保険金をお支払いしない主な場合」もご確認ください。
 ※当年度の事故の有無を判定する期間における事故が対象となります。

お引受けできない病気・症状	
悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)
循環器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む) ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む)
消化器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●ぜんそく(気管支喘息) ●慢性気管支炎 ●肺炎腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ
眼の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●眼底出血 ●網膜の病気
その他の病気・症状	<ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、8月4日(金)までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。
 なお、所得補償の更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ、記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店 緑富士株式会社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

加入者証のお届けについて

2023年9月下旬頃の発送を予定しています(中途加入の方は補償開始月の中旬頃発送予定となります。)。加入者証が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。上記お届け期日の目安を過ぎても届かないときなど、ご不明な点があれば、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

自動セット 団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みから、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配^{*1}

転院される時、民間救急車や航空機特殊乗車手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間^{*2}

24時間365日

☎0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

デイリーサポート 法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談 午前10時～午後6時

☎0120-285-110

介護アシスト お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介^{*2}

[家事代行][食宅配][住宅リフォーム][見守り・緊急通報システム][福祉機器][有料老人ホーム・高齢者住宅][リゾート旅行]といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時

☎0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください

〈各サービス共通〉

・ご相談のご利用は、保険期間中に当該内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、かつ
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方(以下サービス対象者といいます。)*のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、かつ
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合は費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の
大切さ
に関する
ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

●所得補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合^{*1}には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入ください。**^{*1}

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、

保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*2}

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方 yourself がご記入ください。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、
お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、
告知内容について
ご確認させて
いただく場合
があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

1 入院または手術の有無(予定を含みます)

2 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無

3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無

等

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。
●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
●過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
●過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

よろしくお願いたします。

●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。

●所得補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはなりません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。〔骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされます。〕。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)</p> <p>*2 「[元]補償期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p> <p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p> <p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業不能となった場合は、後発就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・妊娠または出産による就業不能</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能</p> <p>・むちうち症や腰痛等、医学的他覚所見のないものによる就業不能</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といえます。の保険開始時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*2*3</p> <p>・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能</p> <p>等</p> <p>*1 天災危険補償特約をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能に対しても保険金をお支払いします。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象となることがあります。</p>
	入院による就業不能時追加補償特約	<p>病気やケガによって保険期間中に入院による就業不能となった場合</p> <p>▶保険金額(月額)に免責期間*1中の「入院による就業不能期間(月数)」*2を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*2 お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます。</p> <p>*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p>

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。入院のみ補償特約をご契約される場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日も職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはなりません。

傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶発性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動はその影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガ</p> <p>・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等、医学的他覚所見のないもの、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>等</p> <p>*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。</p>
	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
後遺障害	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
傷害補償基本特約	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りします。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっていない療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りします。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっていない療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*3 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスジャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

賠償責任に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被害者</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被害者</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被害者</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被害者</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被害者</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被害者</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被害者</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押入、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電気的または機械的故障</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導(付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます)。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、<お問い合わせ先>までご連絡ください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲につきましても、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2.基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください。*2

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホームインフォアアルバイロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみでセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になつたとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定

この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5.保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パン

フレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

払込方法：払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約の対象となります。ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。)

- ①退職等により給与の支払いを受けなくなった場合
- ②脱退・退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤め企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください。内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「II-1告知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。告知事項は、お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。)

[告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償
生年月日	—	—	★
性別	—	—	—
職業・職務*1	☆	—	☆
健康状態告知*2	—	—	★

- ※すべての補償について「[他]の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、ご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)】

- 告知義務について**
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
- 過去の病気やケガがされたことがある方等への引受対応について**
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガがされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。
- 告知が事実と相違する場合**
告知していたくす事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」してご加入を解除することがあります*5。

- 責任開始日*4から1年を経過しても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります)。
- *4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分をアップした部分は保険金をお支払いすることはできません。

- 〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉**
前記のご加入を解除させていただく場合以外でも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、許された取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。(例)「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等
- 告知内容の確認について**
ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 保険金受取人

- 【傷害補償】**
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入された場合、ご加入は無効となります。
- 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
- *1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外への保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

- 【がん補償】**
保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
- *2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります)。

- 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たに新たなご契約のご注意**
現在ののご加入を解約・減額等を行うことをご前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなる場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なる場合があります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務ががあります。告知義務違反による解除や許款による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

- 【通知事項】**
加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとと異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 所得補償・団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、「お問い合わせ先」までご連絡のうえ、所得補償の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償が家事従事者特約をセレクトされた場合は、183,000円となります)。
- *2 所得補償の場合は「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額から「就業不能による収入」にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出される金額」を控除したものをいいます。

- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- ご加入内容変更をいただいた日から1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、「お問い合わせ先」を担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
- 2. 解約される時**
ご加入を解約される場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。
ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動動作の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して1割割で算出した保険料を差し引いた額より少なくなります。
 - ・満期日を持たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となり、各種サービスを受けられなくなる場合があります。
 - *1 解約日以降に請求することができます。
 - *2 始期日からその日を含め解約日までの、既に経過した期間をいいます。

- 3. 保険の対象となる方からのお申し出による解約**
傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申し出により、その保険の対象となる方へは、補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。また、本契約については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

- 4. 満期を迎えたと**
【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りする場合があります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引込に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

- 【更新後契約の保険料】**
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

- 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】**
所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

- 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】**
所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償において、更新後の保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプBの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再発告知が必要となります。正しく告知いただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。
- 【保険金請求忘れのご確認】**
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約において保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」まですぐご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

- 【更新加入依頼書等記載の内容】**
更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただくようお願いいたします。また、現在ののご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

- 【ご加入内容を変更されている場合】**
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社と本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報や、保険引込の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店)を含みます。②保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ③契約締結、保険金支払い等の判断等を行ううえで参考とするために、他の引受保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ④引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の共同先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ⑤再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑥質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑦更新契約に係る保険引込の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社 のホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等において不正契約における事故拒否の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会の登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方のご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。①この保険が継続されてきた最初のご加入(初診確定といえます)。②この保険の対象となる方がん(診断確定された場合)の保険始期前に、保険の対象となる方がん(診断確定された場合)の保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます)。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

- 3. ご加入手続き等に関する特別措置について**
自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続きおよび「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置」をご利用いただける場合があります。*ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営の破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減される場合があります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償 賠償責任に関する補償	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
所得補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることもあります。

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものと見なされます。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことから記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、引受保険会社はそれ以外の引受割合に応じ、連帯するご単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の代理・代行を行います(引受保険会社については、(共同保険引受保険会社の代理)をご確認ください)。

6. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに「所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償」については30日以内に「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながら対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍簿またはその保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等と証明する保険の対象となる方以外医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となつた標本等の提出を求める場合があります)。
 - 再保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けざるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または親等なるご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動動作の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として、保険金を請求できる場合があります。
- *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(また

はご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険



本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、くお問い合わせ先までご連絡ください。
 インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合
(幹事保険会社) 東京海上日動火災保険(株)	60%
三井住友海上火災保険(株)	40%

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の「お問い合わせ先」にて承ります。	東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
事故受付センター(東京海上日動安心110番)  0120-720-110 受付時間:24時間365日	 0570-022808 <通話料有料> IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット、重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) | <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方 |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	個人賠償責任
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方 ○ 職種別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つるの製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか? <input type="checkbox"/> 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか?(平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額については、パンフレットをご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○*1	—
● 「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *2 天災危険補償特約を追加する場合は、告知は不要です(他の条件に変更がない場合に限りです。)	—	○*2	—

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
 *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

MEMO

生命保険料控除について

1. 保険料は、所得税および住民税の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。ただし、対象となるのは、ご契約者ご自身、もしくはその配偶者・その他の親族を保険の対象となる方とご契約の保険料です。
2. 毎年の所得控除額は、所得税、住民税についてそれぞれ下表のとおりとなります。

所得 税

払込保険料の合計額	控 除 額
20,000円以下	控除対象保険料の額
20,001円～40,000円	控除対象保険料の額の1/2+10,000円
40,001円～80,000円	控除対象保険料の額の1/4+20,000円
80,001円以上	40,000円

地方税（住民税）

払込保険料の合計額	控 除 額
12,000円以下	控除対象保険料の額
12,001円～32,000円	控除対象保険料の額の1/2+6,000円
32,001円～56,000円	控除対象保険料の額の1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円


※上記、保険料控除の対象となるのは休業給付のみです。
傷害給付（Cタイプ）や各タイプにセットした個人賠償責任補償特約（Dタイプ）については保険料控除の対象となりませんのでご注意ください。

もっと便利! いつでも安心! マイページのご案内

他社の保険証券も
自動で読み取り可能!
ご加入中の保険を
まとめて管理できます!

加入中の契約の確認、Web加入者票の閲覧、事故の連絡・保険金の請求がいつでも可能です。


STEP 1 専用アプリ「マイページアプリ」をインストール



スマートフォン・タブレットから
左記のQRコードにアクセス!

パソコンから
下記のURLにアクセス!

www.tokiomarine-nichido.co.jp/app/
●マイページアプリのwebサイトへアクセス



STEP 2 マイページ登録


- 1 アプリを立ち上げ「新規登録」をタップしてください。「招待コードをお持ちでない方はこちら」をタップしてください。
- 2 利用規約に同意いただき必要事項を入力の上ご登録ください。
- 3 本登録のご案内メールが届きます。メール記載のURLをタップすると、登録完了となります。
※「@tmnf.jp」のドメインでメールが届きますのでドメイン指定をお願いいたします。

必要事項

- 氏名(カナ)
- ID(メールアドレス)
- パスワード
- 証券番号*

STEP 3 アプリからログイン

- 1 登録後、再度アプリを立ち上げて「ログイン」をタップしてください。
- 2 登録したIDとパスワードを入力し「ログイン」をタップしてください。2要素認証の確認コードを受信する電話番号を入力の上発信ください。受信した確認コードを入力し、「確認」をタップください。
- 3 ログインすると、マイページに登録いただいているご契約が、アプリのホーム画面にカードで表示されます。



ご加入の
保険一覧を
確認できて
便利です!

*証券番号は加入者証記載のGから始まる加入者証券番号10桁をご入力ください。※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

事故時のご連絡先

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
TEL. **0120-720-110**
(24時間365日)

緑富士株式会社 担当:佐々木
TEL. **03-5244-5360**
(平日9:00~17:00)

お問い合わせ先

(取扱代理店)

緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル
TEL. **03-5244-5360**
受付時間: 平日9:00~17:00 担当: 佐々木

(引受保険会社)

[幹事保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

担当課 広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL. **03-3515-4153**

受付時間: 平日9:00~17:00

[非幹事保険会社]

三井住友海上火災保険株式会社